

〈 答申「住民参加のさらなる進化に向けて」を批判する 〉

2007-3-27

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野隆彦

A. はじめに

この命題は既に平成12年7月26日、第1回淀川水系流域委員会準備会議に於て具体的に諮問されている。

○ 淀川工事事務所 宮本

まさに今、寺田委員がおっしゃられたように、住民の意見を単に聴く、あるいは単に聴き置くということでは全然意味がないので、それをいかに我々が取り込み、計画をその場で見直したり修正したりするかということが、今回の河川法改正の一番大きなところだと思っています。是非、「反映する」ということで押し進めていただきたい。

逆に、どうしたら住民の意見を反映できるのか、あるいは建設省がどうしたら反映させることができるのか、その辺についても是非、この準備会議で提言頂きたいと思います。〔議事録より〕

しかし、準備会議は短かく、4人でしかない構成の下で、「関係住民等の意見聴取方針」として限定的な意見聴取の基本方針と方法例も答申したに過ぎなかった。その後の流域委員会の役割の重要な課題であったが、「住民参加部会」が集中して審議入りしたのは、5年も経過した平成18年からであった。〔平成15年の部会が提言別冊で示しているものは形式的で弱い。〕

B. 答申の評価

端的に述べよう。「木を見て山を見ていない。」現在の流域住民達はいわゆる「官僚技術者集団」による河川管理はもうご免だ!」と思っている。実質的に自分達が河川管理権を行使し、学者、技術者達に手助けして貰えれば良いのである。それを保障する法律を生み、構想の初めから流域住民が多数参画する流域協議会により「社会的合意を目指す」仕組みに

と、真の「住民意見の反映」を可能とする「山」である。多弁を弄し、木々を解説しても、結局は河川管理者の裁量に任す「答申」でしかない。

この内質の背景にあるのは、一言にすれば「現体制容認」であろう。

現実には、現体制を変えなければ「新たな河川整備」の時は来ないのである。淀川水系流域委員会を不当に休止させ、変質させようとしている現河川管理者側の策動を見るにつけ、この「答申」の虚しさをひしひしと感じるところである。

C. 「合意形成のプロセス論」の危うさ

「きわめて重要なことだから仕方がない」「緊急に必要だから仕方がない」「費用対効果などが良いから仕方がない」「他に方法がない、あるいは代替案が採用されるから仕方がない」などの認識と判断にもとづく「個人としては反対だが仕方がない」という合意も形成され、河川管理者は住民のこの苦渋の意思を河川整備事業に反映させることが可能になる。

〔答申 P.29. 3-1. 下より13行から〕

このような「仕方がないでしよう論」は官僚が得意として来たところで、国土を荒らす「全国総合開発」の現場でよく聞かされてきたものである。住民の苦渋を腹中ニンマリと、計算づくの計画を推進させられてはタマッタモノじゃない。

重要な課題に真の解決が完全に認められない場合、「予防原則」を発動し、事業を凍結したり中止する事を河川管理者側に課すことが必要であり、「合意形成」の最前提であることを欠落させての「仕方がない合意形成論」は「河川管理者意志決定優先」を保証する危険な論説である。